

森林保険センターの紹介

研究所に「森林保険センター」を 新たに設置し、森林保険業務を開始

森林総合研究所は、新たな業務として森林保険業務を行うため、平成27年4月1日に森林保険センターを設置しました。

これは、「森林国営保険法等の一部を改正する法律」（平成26年4月成立）に基づき、昭和12年から国が行ってきた森林国営保険を、同法の施行日である平成27年4月1日をもって研究所が引き継いだものです。

森林保険センターは神奈川県川崎市に事務所を置き、2部4課1室の組織体制で、効率的・効果的な保険運営を目指します。

なお、これまで森林国営保険として契約されてきた保険は、同じ契約内容で自動的に森林保険センターに引き継がれます。保険契約者の皆様には何も変更手続きは発生しません。

また、研究所の保険運営に対しては、大きな災害が発生し、保険金の支払い

が多となった場合も安定した運営が確保できるよう国による債務保証等が法律に規定されるなど、国の関与のもとで公的な保険制度として運営されますので、これまでの国営保険と同様に安心してご加入ください。

台風、山火事等による万が一の災害に備え、 森林保険に加入しましょう！

森林保険は、次の8種類の災害に対応します。
火災、気象災（水害、風害、雪害、凍害、干害、潮害）、噴火災

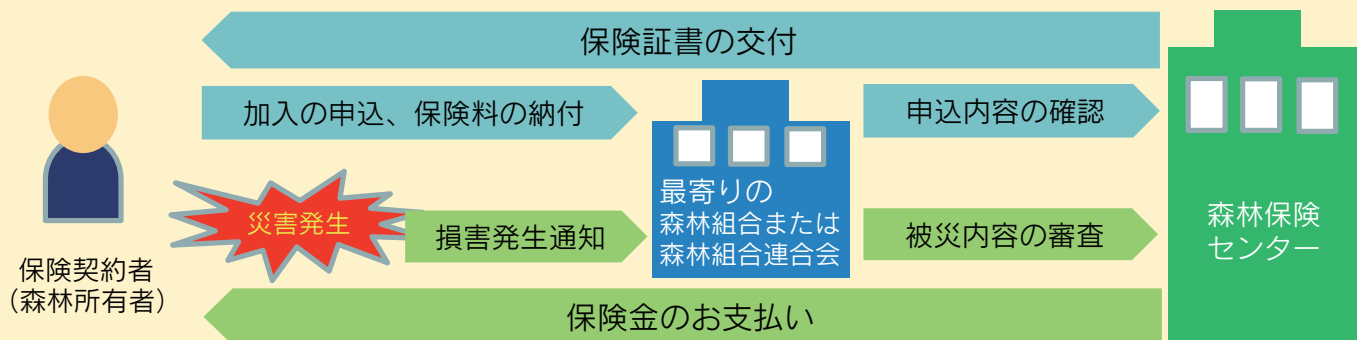
（お問い合わせ先）

森林保険のお申し込み、ご相談は、これまでの森林国営保険と同様に、最寄りの森林組合連合会、森林組合が取り扱います。

また、森林保険センターに直接お問い合わせいただいても結構です。

- 保険のお申し込み（森林保険センター保険引受課）
044（382）3502
- 保険金のお支払い（森林保険センター保険審査課）
044（382）3503

【契約の流れ、被災時の保険金支払いの流れ】



森林保険センター 所長からの メッセージ

森林保険センター所長の猪島康浩です。

当センターでは、国から引き継いだ森林保険の運営を、より効率的・効果的に行い、森林所有者の皆様にご利用いただける以上の保険サービスを提供できるような職員一丸となって取り組んで参ります。

近年は、異常気象といえるような集中豪雨が各地でみられ、林業経営においては、事前の予測が困難な自然災害の危険を抱えた中で、長期間にわたる森林づくりを行うこととなります。

このため、林業経営を安定的・持続的に行う上で、万が一の災害による経済的損失への備えとして、森林保険に加入しておくことが何よりも大切です。

また、森林保険に加入されていない森林所有者の皆様におかれましては、是非、保険にご加入されることをおすすめいたします。



猪島 康浩